

市立病院等調査特別委員会調査報告書

平成17年12月20日市議会において付託された、佐賀市立富士大和温泉病院及び佐賀市国民健康保険診療所に関する諸種調査については、本市の現状、国・県の動向、参考人からの意見聴取、地域住民との意見交換及び先進都市等の事例調査などを踏まえ、下記の結論に達した。

記

1. 佐賀市立富士大和温泉病院及び佐賀市立国民健康保険三瀬診療所（以下「市立病院等」という。）は、中山間地の無医村地域の解消のためにそれぞれ開設され、現在もなお、他の民間医療機関の立地が困難な佐賀市北部中山間地の地域医療を担っており、高齢者の占める割合が非常に高い当該地域の住民にとって、欠くことのできない医療施設となっている。

しかしながら、医療制度改正及び診療報酬改定など、国の医療費抑制策の影響により、市立病院等を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、事業そのものの継続が危惧される状況にある。

こうした中、今後も市民に対して良質で安全な医療を提供し、その期待に応えていくためには市立病院等が果たすべき役割を明確化するとともに、経営の健全化を図ることが求められている。

以上の点を考慮し、今後の市立病院等の運営に当たって取り組むべき事項を次のとおりまとめた。

(1) 広範な過疎地での事業運営は経営効率が悪く、事業収入のみでは経営が成り立たない。公営企業は独立採算を原則とするが、法が認める一般会計の負担すべき経費を明確にした上で、適切な負担とすべきである。

また、厳しい経営状況の中、効果的、効率的な病院経営を行う手段として経営形態のあり方についての検討を進めていくべきである。

(2) 医療の質の向上や経営改善を進める上で重要な医師、看護師については、関係機関との情報交換、連携、公募制の導入及び奨学資金の貸付制度等により、その確保を図るべきである。

なお、国等の関係機関に対して、医師不足の解消や偏在の是正を図るため、医師の計画的な育成、確保及び定着を目的とした実効性ある施策の展開と所要の財政支援措置などを、意見書等を提出して要望していくべきである。

- (3) 佐賀大学医学部附属病院および他の医療機関との連携を強化し、医療体制及びネットワークのさらなる充実を図るべきである。
- (4) 地域交流事業等を通して、さらに地域住民との交流を充実するとともに、市民ボランティア等を活用して、地域に根差し、市民に開かれた病院づくりを心掛けるべきである。
- (5) 施設のゆとり空間については、有効的な活用を検討し、公的サービス機関の設置及び地域住民への開放など、地域住民の交流空間として積極的に活用すべきである。

なお、国民保養温泉地である利点を生かし、温泉療法などの温泉資源を活用した取り組みを行い、広くアピールをしていくべきである。

2. 旧共立病院の利活用については、用途変更の支障となっていた企業債の繰り上げ償還が済み、国庫補助金返還等の基準も緩和されたことから、借地である敷地を買収し、第1病棟は解体、第2病棟は改修して文化財収蔵庫として活用する。また、第1病棟解体後の跡地を含めた残りの敷地については多目的広場及び駐車場とし、併せて景観整備を実施することになった。

以上、報告します。

平成21年9月17日

市立病院等調査特別委員長

千 綿 正 明

佐賀市議会議長

福 井 久 男 様